平成２６年（フ）第６３号
宮城県大崎市古川楡木字松任江１―１　ユースフル11―203号、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作85番地５
破産者　大槻　和人
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
秋田市土崎港南３丁目９番37号
破産者　佐々木秀美
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１号
秋田県北秋田市元町12番32号
破産者　對馬　只夫
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第７号
秋田県大館市餅田１丁目14番12号　市営餅田住宅第154号、前住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根北荒巻23番地　アミティ金ケ崎Ｂ―606号室
破産者　石田　桂太
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第９７号
福島県伊達市梁川町字上町44番地２、従前の住所東京都新宿区北新宿３丁目11番14号　メゾンドソレイユＡ301
破産者　堀内　康浩
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
福島県いわき市平下荒川字久世原９番地の82　ハイツフォーシーズン201
破産者　飯田　一郎（旧姓根本）
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１７８７号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港８号棟401号室
破産者　金子　　智
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７号
横浜市南区永田山王台34番３号　永広ハイツ201
破産者　金澤　孝政
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５６号
金沢市高畠２丁目６番地　高畠ロイヤルレジデンス407号室
破産者　平田　憲邦
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３８４号
金沢市神野１丁目18番地　信開ハイハウス神野西25号室
破産者　江谷　憲一
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１７３号
金沢市八日市２丁目702番地　コーポウエスト103号、従前の住所金沢市福増町北601番地２
破産者　寺田淳之介
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８１号
石川県白山市荒屋柏野町497番地２、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１
破産者　小林　啓太
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９７号
金沢市御影町28番19号　ネオユーロカーサ206号、従前の住所金沢市本江町４番17号
破産者　ＰＵＢＬＩＣ　ＢＡＲ　Ｓａｋｕ―Ｚｏｕこと　佐々木定悦
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５号
静岡県富士市荒田島町７番11号
破産者　大島　留美
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８０号
静岡県富士市平垣本町15番７号
破産者　鈴木　美歩
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５８１号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目26番23号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区板屋町596番地　グラン・コートＥＡＳＴ25・401号室
破産者　橋本美奈子
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
静岡県浜松市浜北区永島562番地の３
破産者　村松千賀哉
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
静岡県浜松市浜北区永島562番地の３
破産者　村松　國夫
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
静岡県袋井市浅羽2164番地の５
破産者　髙橋　裕久
１　決定年月日　平成26年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係